

【用語】 筏—伐採した材木を藤蔓などでつなぎ、水上に浮かべたもの
役銭—主に商工業者などに課した雑税 小仁田村—利根郡水上町 後
閑村・真庭村—月夜野町 戸鹿野新町・沼須村—沼田市 川役人—沼
田藩から任命され、地域の河川を分担・監督し、筏河岸役運上を徴収
した 地方役所—沼田藩領の村々を管理した役所

【解説】 豊富な山林資源に恵まれた利根・沼田地域は、古くから林業
や山稼ぎが盛んで、藤原山・根利山^{ねり}などから伐り出された材木は、江
戸の需要を満たすため、利根川や片品川を利用して川下げされた。川
下げには材木を一本ずつ流す管流しと、東にして流す筏流しという二
つの方法があり、その材木を筏に組むところが筏河岸であった。沼田
藩の場合、慶安二年（一六四九）藩主真田信政は領内の筏河岸として、
利根川筋の銚子・真庭・戸鹿野、片品川筋の沼須・尾合^{おあい}の五カ所を指
定し、藩が任命した川役人に河岸役銭等を徴収させていた。その後、
恩田・後閑河岸なども加わった。

この文書は、幕末の安政三年（一八五六）後閑村ほか四カ村の川役人
が、河岸役銭四四貫四〇〇文を徴収し、沼田藩の地方役所へ納めた時
のものである。筏数は年間六六六艘とあり、木主は利根郡の村々をは
じめ、渋川・前橋・江戸など一三カ所一五人に及んでいることがわか
る。さらに利根川の下流域では、宮田・樽・大渡が筏河岸として知ら
れており、最下流の五料河岸（佐波郡玉村町）は筏組み替え河岸でもあっ
た。なお、五料河岸から江戸までは五日くらいかかったといわれる。